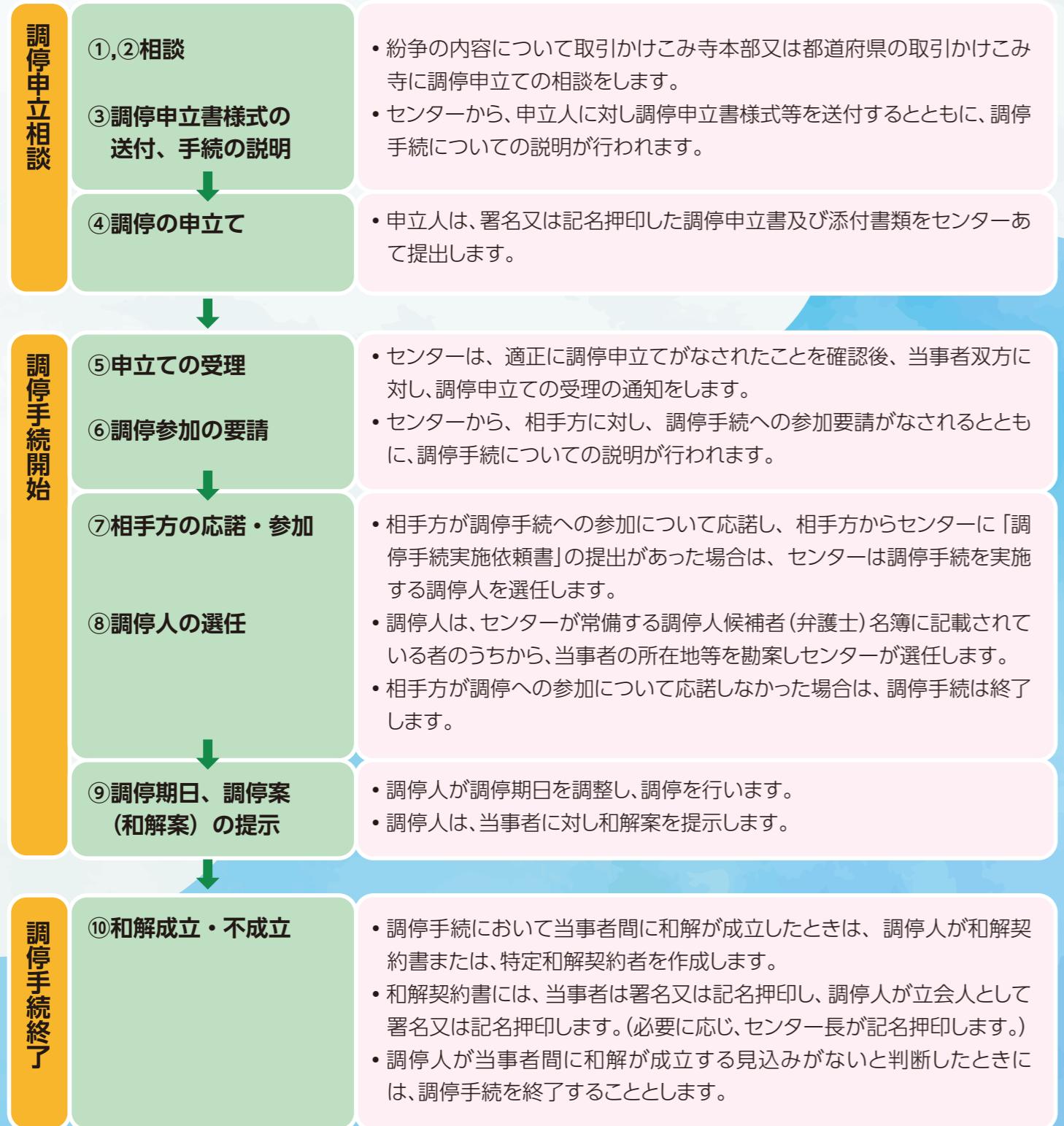
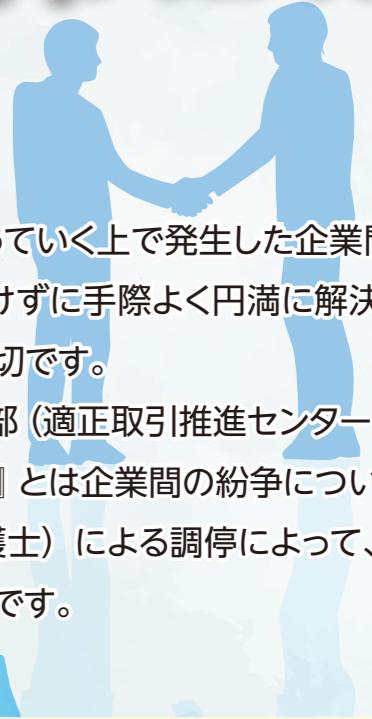


# 裁判外紛争解決(ADR) 手続について



中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆様が事業を行っていく上で発生した企業間における取引上の様々な紛争については、出来るだけ費用をかけずに手際よく円満に解決し、相手方企業との信頼関係を守り、取引関係を維持することが大切です。

公益財団法人全国中小企業振興機関協会取引かけこみ寺本部(適正取引推進センター(以下「センター」という。))が行う『裁判外紛争解決(ADR)手続』とは企業間の紛争について、裁判によらないで、専門的な知識を有する公正な第三者(弁護士)による調停によって、当事者双方が納得いくまで話し合い、簡易迅速に解決を図るもので

## 取引かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

本部：(公財) 全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655	(公財) ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財) 北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財) 滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財) 21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財) 京都産業21	075-315-8590
(公財) いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財) 大阪産業局	06-4256-3502
(公財) みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財) ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財) あきた企業活性化センター	018-860-5622	(公財) 奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財) やまがた産業支援機構	023-647-0662	(公財) わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財) 福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財) 鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財) しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財) 栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財) 岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財) 群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財) ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財) 埼玉県産業振興公社	048-783-4440	(公財) やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財) 千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財) とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財) 東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財) かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財) 神奈川産業振興センター	045-633-5200	(公財) えひめ産業振興財団	089-960-1268
(公財) にいがた産業創造機構	025-384-0857	(公財) 高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財) 長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財) 福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財) やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財) 佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財) 静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財) 長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財) あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財) くまもと産業支援財団	096-289-0311
(公財) 岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082	(公財) 大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財) 三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財) 宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財) 富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財) かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財) 石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財) 沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記取引かけこみ寺に直接ご訪問いただくか、お電話にて受付しております。また、メールやホームページでも受付ております。

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会  
**取引かけこみ寺**  
(適正取引推進センター)

中小企業・小規模事業者・フリーランスの取引上の悩み相談をお受けします。

0120-418-618

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会  
**取引かけこみ寺**  
(適正取引推進センター)

〒104-0033  
東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル  
電話 03-5541-6655  
FAX 03-5541-6680  
<http://www.zenkyo.or.jp>

(受付時間) 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になります。お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

## 1 センターが取扱う紛争の対象範囲

国内における企業間の取引及び事業活動について生じた紛争のうち、中小企業者（個人事業者を含みます。\*）からの申立てがあったものを対象とします。

なお、金融取引、労働関係に関する紛争及び一般消費者との紛争は取り扱いません。

\*中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者



## 2 調停手続の費用

センターにおける調停手続の費用は無料です。ただし、当事者が調停に出席するときの交通費、調停人に提出する書類の送料などは当事者各自で負担していただきます。また、調停の結果、和解が成立し、作成した和解契約書に印紙の貼付けが必要な場合は、その印紙代は当事者間で均等に負担していただきます。



## 3 調停手続の秘密保持

調停手続は非公開で行われます。調停人等の関係者は守秘義務を負っており、企業の機密情報やノウハウなどの秘密情報のほか、紛争内容や紛争していること自体、秘密が守られますので安心してご利用いただけます。



## 4 調停手続

調停手続を開始するには、同手続についての相手方の同意と解決内容についての両当事者の合意が必要です。

中小企業の皆様が、各都道府県にあります取引かけこみ寺に調停申立ての相談をされ、調停の申立てから和解の成立など調停手続が終了するまでの流れについて、図示しますと次のとおりですが、図に沿って簡潔に説明します。

